

事業概要シート

施策 0701 障がい者の自立支援の充実 <>の金額 補正予算要求時…当初・繰越予算の合計額
 新年度予算要求時…当初・繰越・補正予算の合計額

事業名	障害者医療費助成事業	現状維持	予算額		212,533 千円
			<< 212,401 >>千円		
事業期間	昭和47年度 ~	財源内訳	国庫支出金		千円
			県支出金	83,578	千円
根拠法令 要綱等	大村市福祉医療費の支給に関する条例		地方債		千円
			その他		千円
			一般財源	128,955	千円

【事業の目的・概要・対象】

医療費の一部を助成することにより、障がい者の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。

受給資格者が医療機関ごとに支払った保険診療にかかる一部負担金から、自己負担額 1日800円、月上限1,600円を控除した金額を診療を受けた月の翌月末（70歳以上は4ヶ月後）に支給するもの（ただし、高額療養費及び附加給付金など、他で医療費が支給される場合は除く）。

（1）県補助事業・・・身体障害者手帳1～2級及び3級の一部、療育手帳A1～A2及びB1の一部、精神保健福祉手帳1級

（2）市単独事業・・・身体障害者手帳4～6級及び3級の一部（後期高齢者医療被保険者は身体障害者手帳4～6級）、療育手帳B2及びB1の一部（後期高齢者医療被保険者は療育手帳B2）、精神保健福祉手帳2～3級

※対象となる診療は入院・外来・薬剤費であるが、（2）の身体障害者手帳5～6級（後期高齢者医療被保険者を除く。）は入院のみ、精神保健福祉手帳1～3級は外来・薬剤費のみ。

障がい者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図るため医療費の一部を助成する

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者

保険診療にかかる一部負担金の

受診



受給者

助成支給

支払った保険診療にかかる一部負担金から、自己負担金を控除した金額を、診療月の翌月末に支給



医療機関

支給申請（代理）

大村市内の医療機関では本人に代わり医療機関が支給申請



大村市

※市外受診の場合は、申請書により診療月に降に「医療費支給申請書」を市役所窓口へ提出

助成金額＝保険診療一部負担金－高額療養費－附加給付金－自己負担

【背景】

障がい者は医療機関を受診する機会が多く、家計を占める医療費の負担が大きい。その負担を軽減させる目的がある。

担当課	福祉保健部福祉総務課	課長	山口 理行
担当者	丸山 弥由	問合せ先	0957-53-4111（内線604）

事業概要シート

【活動指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	受給資格者数	人	4,282	4,223	4,200	4,200	4,200
②	医療費支給件数	件	82,325	83,727	83,702	86,417	86,417

【成果指標】

指標名		単位	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (目標)	H31 (目標)	H32 (目標)
①	県補助事業支給額	千円	151,830	154,623	155,593	167,156	167,156
②	市単独事業支給額	千円	41,565	43,414	43,308	45,377	45,377

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	合計
事業費	193,395	198,027	212,401	212,533	212,533	212,533	1,241,422
国庫支出金							0
県支出金	75,894	77,107	83,708	83,578	83,578	83,578	487,443
地方債							0
その他							0
一般財源	117,501	120,920	128,693	128,955	128,955	128,955	753,979
人件費	3,876	4,951	5,096	5,096	5,096	5,096	29,211
職員(人)	0.42人	0.53人	0.55人	0.55人	0.55人	0.55人	3.15人
時間外勤務(h)	115h	243h	243h	243h	243h	243h	1330h
嘱託員(人)	0.32人	0.33人	0.33人	0.33人	0.33人	0.33人	1.97人
フルコスト	197,271	202,978	217,497	217,629	217,629	217,629	1,270,633

妥当性 (市の関与)	(1) 県補助事業は制度関与であり、市の関与の必要性は高い。 (2) 市単独事業は、手帳区分に関わらず健康保持に困難を抱える障がい者の健康を支える意義は大きく、市の関与の必要性は高い。
有効性 (施策貢献度)	障がい者世帯に直接医療費の助成を行うことで経済的負担軽減に寄与でき、有効性は非常に高い。
効率性 (コスト)	保険診療一部負担金から自己負担額を引いた額を助成しており、また、手帳種別、等級に応じて対象となる診療、助成割合などを設定しており、制度設計上これ以上の見直しの余地はない。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり